

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

自分自身

立川談慶がForeに「人生なんとかなる！」コーナーを連載しています。友人のマキスポーツさんが謙遜して「僕らは所詮、自作自演型」と言うのに感心する。「自○自○」を列举すると、自画自賛、自給自足、自学自習、自業自得、自縄自縛、自重自戒、自問自答、自由自在。つまり、この四字熟語に横たわる世界観は「誰の力も借りない首尾一貫の潔さ」。他者に依存しない、自己完結した清廉さです。入門初日に談志から「個々の軋轢は個々で解決してゆけ」と言われた。他者目線では相手主体になり、振り回されかねない、基軸になるのは自分自身。「外は雨でも、あなたが晴れていればいいじゃない」とはカミさんの言。

税務 ミニガイド

個人が空き部屋などを有料で旅行者に宿泊させるいわゆる「民泊」は、単なる不動産の賃貸とは異なり、一般的には、利用者の安全管理や衛生管理、また、一定程度の観光サービスの提供等を伴うものとして、その所得区分は、不動産所得ではなく、雑所得に該当することになります。



ヒント



志賀高原から浅間山方面(長野)

小川秀一 / オアシス

帳簿の提出がない場合等の 加算税の加重措置

□加算税の加重措置

令和4年度税制改正によって、記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保し、帳簿の不保存や記載不備を未然に防止するため、過少申告加算税・無申告加算税の加重措置が創設されました。

□加重される割合

申告所得税、法人税、消費税の税務調査において、税務職員から「売上げ（業務に係る収入を含む）に関する調査に必要な帳簿」の提示等を求められ、かつ、次のいずれかに該当する場合には、申告漏れ等に対して課される通常の過少申告加算税・無申告加算税の割合が10%または5%加重されます。

- (1)帳簿の提示等をしなかった場合、10%加重
- (2)帳簿への売上金額の記載等が、本来記載等すべき金額の2分の1未満だった場合、10%加重
- (3)帳簿への売上金額の記載等が、本来記載等すべき金額の3分の2未満だった場合、5%加重

□適用開始時期

この加重制度は、令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する申告所得税、法人税、消費税について適用されます。したがって、申告所得税については、令和5年分から、法人税については、令和5年10月決算期分から適用されることとなります。

□重加算税との関係

この加重措置は、過少申告加算税と無申告加算税を対象としており、重加算税や不納付加算税については対象とされていません。したがって、過少申告加算税または無申告加算税が加重されるべき状況であっても、それに代えて重加算税が課される部分について、重加算税の割合は加重されるわけではありません。

□対象となる売上げ

この措置の対象となる「売上げ（業務に係る



○6日は海苔の日。江戸時代、品川沖は江戸海苔の産地だったので煎餅を海苔で巻いたものを品川巻という。古くは701年2月6日の大宝律令では海苔は租税に指定された。また、5代将軍綱吉が發布した生類憐みの令では浅草近辺の漁業が禁止され、困った漁師たちが江戸の南の大森へ移住して海苔をとり、加工して浅草商人に販売を委託したのが浅草海苔。



収入を含む）」とは、所得税の場合には、商品製品等の売上げ、役務提供に係る売上げ、農作物の売上げ、不動産等の賃貸料などをいい、家事消費や雑収入は含まれません。また、法人税の場合には、売上高、営業収入等営業活動から生ずる収益をいい、営業外収益、特別利益は含まれません。

□計上時期の誤り

売上げについて、本来記載等をすべき年分以外の年分の帳簿に記載等がされている状態（いわゆる期ずれ）となっていた場合について、たとえば、令和5年分の帳簿に記載等をすべき売上げについて、令和6年分の帳簿への記載等が、税務調査において確認された場合は、帳簿への記載等が不十分であるかどうかの判定上、本来記載等をすべき年分（令和5年分）の帳簿に記載等がされているものとして取り扱われます。

□加重の対象

この加重措置では、税務調査の結果に基づいて新たに納める必要のある税額全額に対する過少申告加算税・無申告加算税が加重されるのではなく、必要経費の過大計上など売上げについて帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外のものである場合には、その部分は加重措置の対象にはなりません。

紙手形の廃止、そして 進むデジタル化

令和4年11月2日、「約束手形」などを取り扱う全国179か所の手形交換所が業務を終了しました。手形交換所は、金融機関が受け取った手形を持ち寄り、交換する場であり、明治時代に初めて設立されて以来、現代にいたるまで、日本の経済を「縁の下の力持ち」として支えてきました。しかしながら、金融取引の電子化が進んだことから、その役目を終えました。

□手形が歩んできた歴史

手形はすでに江戸時代に商習慣となっており、明治に入って制度化されて、渋沢栄一らによって1879年12月に16の銀行が参加した大阪手形交換所が最初に創設され、以後手形法制の整備に伴って、東京でも1880年に創設されました。

手形は現金取引と比較し、支払いまでの支払猶予期間が長く、資金繰りの負担が現金等と比

べて軽く、そのため、とくに企業の急成長に対して銀行の融資が追い付かない状況であった、戦後の高度経済成長期に重用されました。その後もバブル経済下で手形取引は拡大し、とくに1990年度の企業が所有する支払手形の残高は107兆円となりピークに達しました。

しかしながら、その後は資金調達的手段が多様化し、金融取引のデジタル化が進んだことなどにより減少の一途をたどってきました。

□手形の行く末、進むデジタル化

経済産業省は現在、企業間の支払いに使う紙の約束手形について、2026年をめどにやめようと産業界に呼び掛けています。紙の手形の発行には印紙代がかかり銀行振込みに比べて煩雑です。また、現金化に時間がかかり、支払いを受ける中小企業の資金繰りを圧迫する恐れがあると、有識者会議が検討してきました。

今後は現金振り込みや電子手形への移行を求めています。全国銀行協会は電子手形の使い勝手の改善に取り組むなどしています。法人、個人ともに速やかな移行が求められます。

ナマの税務相談室

Q 相続申告の依頼を受け、被相続人の確定申告書を過去に遡って調べました。その結果相続開始15年前に被相続人名義の土

地が収用され約1億円で売却されていることが判りました。その売却代金は預金入金後すぐに引き出されその後その他の預金に入金されておらず、有価証券、不動産の購入にも使用された様子もなく、相続人もその行方について全く分からない状態になっております。

このような場合、この売却代金は被相続人により費消されたものとして良いのか相続財産として計上すべきなのか、またその場合、現金として売却代金をそのまま載せるべきなのか処理に困っています。宜しくご教示頂きたいと思えます。

A なかなか珍しいご質問ですね。ご承知のとおり相続税法では相続または遺贈によって取得した財産の価額を相続税の課税価格に

隠し財産が あるのかどうか

算入すると規定しています。過去に如何なる収入があったとしても相続の開始時点において現に財産として存在しないものを課税価格に

算入することはありません。

問題は相続開始時被相続人に帰属する財産が存在していたにも関わらず被相続人等の隠蔽行為等によりその存在が相続人等に知らされていないに過ぎないものであるのかどうかにあると思います。

受任税理士としては、被相続人等の取引金融機関の取引記録等を追跡するなどあらゆる努力をする義務があるかと思えます。

被相続人等の人的関係、海外との取り引き関係のほか故人等の日記帳があればそれを調べてみるとか出来得る限りの調査の限りを尽くして追跡調査を行ってもその行方が解明されなければ、受任税理士の債務不履行の責任が問われることも無いと思えます。

ナマの税務相談室

消費者・農林漁民は みなしインボイス業者扱い

適格請求書（インボイス）等保存方式の下では、インボイスの存在は仕入税額控除の要件です。ただし、その発行の要求が困難なものとしての次のものには、インボイス発行は要求されません。

- ① 3万円未満の公共交通機関旅客運送
 - ② 使用の際に回収される入場券等
 - ③ 3万円未満の自販機による商品販売等
 - ④ 郵便切手類を対価とする郵便サービス
 - ⑤ 従業員等に支給する通勤費、出張旅費等
- また、委託販売での取引きとも言える次のものにもインボイス発行は要求されません。
- ⑥ 卸売市場において行う生鲜

食料品等の販売

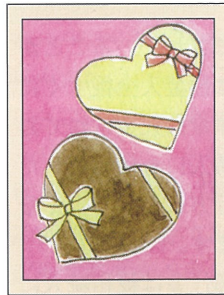
- ⑦ 農協・漁協森林組合等に委託して行う農林水産物の販売
 - さらに、一般消費者が売り手となる次のものにもインボイス発行は要求されません。
 - ⑧ 宅地建物取引業を営む者への建物の売却
 - ⑨ 古物営業を営む者への古物の売却
 - ⑩ 再生資源及び再生部品の売却
 - ⑪ 質屋を営む者の質物の取得
- 上記の内、③⑥⑦は事業者からの仕入ですが、その中には免税事業者が含まれています。特に、⑥⑦は農業者、漁業者、林業者からの仕入であり、それらの小規模事業者との取引者を保護する政策的配

慮がここにあるように感じられます。

それに対して、⑧⑨⑩⑪は、取引の相手が一般消費者である場合を通常事例と想定しての規定であり、一般消費者をインボイス事業者とみなすような扱いになっている、事業者配慮の政策的規定です。インボイスを発行できない事業者や消費者からの仕入税額控除制限規定をこれらでは機能させていません。

なお、⑧⑨⑩⑪の取引きは、棚卸資産を取得する取引きについてだけ適用なので、不動産や中古資産や再生資源を自己使用目的で購入する場合にはインボイスなしでの仕入税額控除特例の対象にはなりません。それならばと、⑧の不動産取引については、仲介業者に棚卸資産として購入してもらってから転売してもらおう、取引きの類型転換が増えるかもしれません。

白梅や紅梅の香る2月。
「梅白しまことに白く新しく 立子」
1日から贈与税、16日から所得税の確定申告の受付が始まります。
「紅梅に薄紅梅の色重ね 虚子」
暦の上では立春です。しかし、まだまだ寒い日が続きます。春とは名のみ、風の寒さよ、です。
「何はさて命大事の春寒し 紅葉」
4日立春、19日雨水。



いいことが起こった時は
「おかげさまで」、
悪いことが起こった時は
「身から出たサビ」。

(医学者 山中伸弥)

2月の税務メモ

(国 税)

(地方税)

○贈与税の申告(2月1日より3月15日まで)	10日	○1月分個人住民税特別徴収分の納付
○1月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)		○12月決算法人の確定申告
○所得税の確定申告、損失申告(2月16日より3月15日まで)	16日より	○6月決算法人の中間(予定)申告
○12月決算法人の確定申告	28日	○固定資産税、都市計画税の納付
○6月決算法人の中間(予定)申告	々	
	(地方条例による)	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。